

告 示 第 1 1 9 9 号

令和 7 年 1 0 月 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島都市計画事業谷山第一地区土地区画整理事業施行地区内における保留地処分の公開抽せんの実施及びこの公開抽せんによる買受申込みをする者の資格について（公告）

鹿児島都市計画事業谷山第一地区土地区画整理事業施行地区内における保留地処分の公開抽せんを実施することについて、この公開抽せんによる買受申込みをする者に必要な資格及び公開抽せんに関する内容を定めたので、鹿児島市土地区画整理事業保留地処分規則（昭和 5 8 年規則第 3 2 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき下記のとおり公告します。

記

1 保留地の所在、地積及び処分価格

別紙「保留地一覧」のとおり

2 公開抽せんによる買受申込みをする者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市税を滞納していない者であること。

(3) 鹿児島市に住所を有しない者又は住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条の規定による転入届をした日から受付期間の末日までの期間が 1 月未満である者でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団対策法第 2 条第 2 号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したなどと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 保留地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ 保留地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

3 公開抽せん参加申込み、資格審査等

(1) 保留地買受申込書等の交付及び受付期間等

ア 用紙の交付及び受付期間

令和7年10月1日（水）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 用紙の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 用紙の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

10に記載のとおり

エ 提出書類

(ア) 保留地買受申込書（様式あり）

(イ) 物件確認書（様式あり）

(ウ) 登記簿謄本若しくは登記事項証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

(エ) 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書

(オ) 国民健康保険税納税証明書（滞納がないことの証明）（該当者のみ）

オ その他公開抽せんに関する詳細な事項は、別に定める谷山第一地区土地区画整理事業施行地区内における保留地処分公開抽せん実施要領による。

(2) 資格審査

買受申込みをした者の資格を審査し、適当と認めたときは、当該申込みをした者に、公開抽せん通知書を交付する。

4 公開抽せんの方法等

(1) 公開抽せんの日時

令和7年11月19日（水）

日時の詳細は、公開抽せん通知書の交付を受けた者に対して別途通知する。

(2) 公開抽せんの場所

鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課大会議室

(3) 当選者の決定方法

くじにより当選者を決定することとし、当選者には文書で売却決定の通知を行う。

5 抽せん保証金に関する事項

(1) 公開抽せんの受付時に抽せん保証金として、処分価格の100分の5以上の金額を納付すること。

(2) 抽せん保証金は、抽せん終了後還付する。ただし、当選者の抽せん保証金は、契約保証金の一部に充当するものとする。

6 抽せんの無効に関する事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、抽せんを無効とする。

(1) 2に掲げる必要な資格のない者が参加した場合

(2) 買受申込みをした者が他の買受申込みをした者の代理人として抽せんを行った場合

(3) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による参加であると抽せん執行者が認めた場合

(4) 抽せん保証金の納付がない場合

(5) その他抽せんに関する条件に違反したと認められる者が参加した場合

7 契約代金納入の方法

(1) 契約予定者は、契約の締結と同時に契約代金の100分の10以上の金額を契約保証金（抽せん保証金を含む。）として納付すること。

(2) 契約者は、契約締結の翌日から起算して60日以内に契約代金の残金を納付すること。

8 その他処分に関すること

(1) 売却決定の取り消し

鹿児島市は、契約予定者が契約保証金を納付しないときは、保留地の売却決定を取り消すことができる。

(2) 契約の解除

鹿児島市は、契約者が規則若しくは契約条項に違反したとき、又は契約者から契約解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は還付しない。

(3) 所有権移転登記

所有権移転登記は、契約者が契約代金完納後に鹿児島市が遅滞なく行うこととする。ただし、所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、契約者の負担とする。

(4) 用途の制限

風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。また、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する業に使用してはならない。これらに違反した場合は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として鹿児島市に支払わなければならない。

9 契約者のなかった保留地の扱い

今回の公開抽せんにおいて、買受者が決定しなかった場合は、令和7年12月以降、先着順による随意契約を実施する。

10 問い合わせ先

鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課

電話 099-803-9662

谷山第一地区土地区画整理事業施行地区内における保留地処分の公開抽せん

保留地一覧（１件）

保留地番号	土地の表示	地目	地積	処分価格	所管課
２	和田二丁目１４番３	宅地	８７．８３㎡	２，３９７，０００円	谷山都市整備課